

全国災対連ニュース

発行：災害被災者支援と災害対策改善を求める全国連絡会
(略称・全国災対連)

2020年2月29日

〒113-8465 東京都文京区湯島2-4-4 全労連会館4階 全労連気付
電話 03-5842-5611 FAX03-5842-5620 <http://www.zenkoku-saitairen.jp/>

第142号

2019年台風被害

医療費の一部負担金免除に対する 財政支援措置の継続を求める

厚労省へ要請

全国災対連は、2月20日11時から、参議院議員会館内で台風19号などによる医療費窓口免除などを求めて厚労省への要請を行ないました。全国災対連からは、黒澤幸一事務局長（全労連事務局次長）、金野耕治（東日本大震災津波救援・復興岩手県民会議）、鎌内秀穂（宮城災対連）、斎藤富春（ふくしま復興共同センター）、山田栄作（新潟災対連）、伊藤潤一（東京災対連）、松井多恵子（全労連）など12人が参加しました。昨年の台風で大きな被害をうけた千葉から千葉社保協の藤田まつ子事務局長、千葉自治体問題研究所の安西正己事務局長が参加しました。厚労省からは、保険局国民保健課の市川・中島の両氏が対応しました。

被災した地域での医療費一部負担金免除が2020年3月末日までとされていることから、2019年10月に発生した台風19号による記録的な豪雨などにより、国の財政処置を継続し免除をつづけるよう求めました。これに対し厚労省は、2020年4月以降も継続することを明らかにしました。



被災者の多くの人たち

は、生活再建の長期化が見込まれる中、仮設住宅住まいなどを余儀なくされています。体調悪化も懸念されます。今後、被災者の健康を守るとともに、その生活再建を促進していくには、さらなる支援の継続が必要です。台風19号被災者の医療費一部負担金など免除に対する国の財政支援措置を「2020年4月以降も継続すること」を主に要請しました。

厚労省は、「減免措置は2019年10月から2020年1月までとしたところ、3月末まで行うことを周知し、先日4月以降も続けることを周知したところだ。被保険証を持っていなくても窓口で申請すれば、「災害救助法」にのっとり免除することができ、国が全額補填する」「2020年4月以降の見通しは、各保険者の意向を踏まえて、台風19号は9月末まで、18号は8月末まで、一部負担免除を継続するための財政援助を国として行うことを確認した。」とのべ、制度が継続されることを確認しました。

○ 継続した理由は何か。

● 1月末から3月末までになったのは、自治体に意向を確認したところ、4月以降についても保険者の減免意向が強く継続する自治体が多かった。保険者の方の意見が強かったということだ。

○ 千葉

台風15号、19号水害はかつてない規模の災害で、自治体の職員も手だてがとれなかった状況だ。南房総の鋸南町には独居の方が多く、聞き取り調査などを行なった。ボランティア活動で聞いたところでは、家が大きいうえにはカビだらけで放置されている。今は気持ちが張っているが、今後メンタル面がでて



くるのではないかと懸念されている。被災して1年まで延ばしてくれるが、医療や介護難民が出てくるのではないかと懸念されている。

● ひとり一人の状況がどうであるのか。県を通じて個別の状況も決定していく。
○ 県に対してこういう実態を示してほしいと、話をしてほしい。若者や農業の移住者も出てきているので全面的に医療再生し、住み続けられる地域づくり

として重要である。各省庁との連携をとってほしい。

● 被災者の見守りや相談事は別の部署がおこなっている。

○ 岩手

財政支援の中身はどうか。一部負担金について、10分の10市町村支援をするが、9月8日以降も調査をするのか。1年実施したから止めるのはいけない。ぜひ検討してほしい。東日本大震災との違いをどうとらえているのか。発災直後は全額国で負担した。

● 避難地域以外は10分の10が一年間、半年延長して10分の10、現在10分の8で財政支援が必要のところだ。被害が著しい自治体については10分の8であり、台風の支援もそのようにしていきたい。

○ 宮城

負担軽減を宮城県はやらないとなっている。9年が経過するなか再建が困難であり、高齢者は医療費がかかる。県でもやるように国からプッシュしてほしい。

○ 千葉

医療費の一部負担の免除については、入院せざるをえない人が増えており、入院介護でお金の問題が大きいのしかかる。現場の人の声を聴くことや、ショートステイなどの負担を考えているのか。

● 入院しなくて、自宅療養の方は、公平性の観点からできないと考える。

○ 千葉

各市町村の聞き取り調査はしたのか。

● 聞き取りはしていないが、市や県から保険者の状況はあがってくる。

○ ぜひ、聞き取りをしていただきたい。

○ 新潟

新潟・長岡市の例だが、医療費の減免もそうだが、病院の先生も高齢になり診療日に人が集中する。患者は病院に行くにも山古志村など、通院に足の問題がでてくる。困難が広がっており何らかの対応を考えてほしい。医者が少ない新潟県の施策を考えてやってほしい。医者・医療従事者の確保が地域の要望として強くなっている。

○ 東京

免除は、国民健康保険と介護保険のことか。3月以降は保険証や「免除証明書」を窓口に出すのか。「罹災証明書」とは別のもので、「免除証明証」か

● これまでは、被災した旨を口頭で申告があれば受け付けていたが、今後は「免所証明書」の提出が必要となる。すでに各自治体も署名証の発効がスムーズに行えるようになっている。

○ 免除を受けるために必要なものが変わってくるが、国民健康保険と後期高齢者医療制度のどちらの制度からも漏れることのないようにしてほしい。

○ 福島

福島では災害関連死も多く、一次避難所の状況が劣悪だった。食事は、朝はパン。昼は食パン2枚とおにぎり2個、夜は弁当だ。ボランティアの豚汁炊き出しは、温かい食べ物でいいほう。県の職員はインスタント味噌汁を温かい食事と認識していた。初動の段階がとても重要だ。

一次避難所が9ヶ所あり22人がまだいる。災害から復興まで連続しているので医療も継続してほしい。

○ 4月から窓口負担免除を延長していることを周知徹底してほしい。口頭では事足りない。ニュースも流れていない。

● 自治体の広報や避難所では周知している。医療機関にはポスターを張り出している。

○ ぜひ、周知を国ベースでやってほしい。

● SNSは、高齢者には無理なので個別のお知らせなどが必要だ。

○ 千葉

被災した人は生活全般に困難をきたしている。各自治体の声を吸い上げひとり一人の要望を吸い上げ、非常時の対応をしてほしい。

○ 宮城

周知徹底するというのが、制度を知らなかった場合はどうなるのか。

● 申し出てもらえば還付する。

○ 窓口に行きづらくならないようにしてほしい。

○ 災害救助法の運用上の問題であり、あとはやる気があればできるのではないか。

最後に黒澤事務局長は、災害が続く限り国が継続してほしい。延長すると聞いて少しは安心したが、近年災害は連続しておきている。被災者のメンタル面は後から出てくる。国が10分の10支援できる体制づくりを求め、要請を終えました。

以上

【要請書】

2020年2月20日

内閣総理大臣 殿
厚生労働大臣 殿

宮城県災害対策連絡会 代表 鈴木 新
災害被災者支援と災害対策改善を求める全国連絡会
小田川 義和 代表世話人
住江 憲勇 代表世話人
笹渡 義夫 代表世話人

医療費一部負担金など免除に対する
財政支援措置の継続を求める要請書

2019年10月に発生した台風19号による記録的な豪雨などにより、被災した地域では、尊い人命がうばわれたのみならず、甚大な被害が発生しました。大きな被害を受けた被災者については、国の財政支援より一部負担金などの免除措置を受けているとことですが、そのあつかいは2020年3月末日までとされています。

しかしながら、被災者の多くの人たちは、生活再建の長期化が見込まれる中、仮設住宅住まいなど余儀なくされ、体調悪化が懸念されます。

今後、被災者の健康を守るとともに、その生活再建を促進していくには、さらなる支援の継続が必要となっています。

こうした実情を考慮し、下記の施策の実施に必要な措置を講じられるよう強く求めます。

記

台風19号被災者の医療費一部負担金など免除に対する国の財政支援措置を2020年4月以降も継続すること。

以上